

## 独立行政法人 放射線医学総合研究所 内部監査規程

平成21年4月22日  
21規程 第27号

## (監査の目的)

第1条 独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という。）の内部監査（以下「監査」という。）は、研究所の業務について、その実態を正確に把握し、業務の適正かつ能率的な運営を確保することを目的とする。

## (監査の範囲)

第2条 監査は、研究所の業務に関し、次に掲げる事項が確保されているかどうかについて行うものとする。

- (1) 業務の運営が法令及び規程等に準拠し、適正に行われていること。
- (2) 業務の運営が適正な制度のもとに計画的かつ能率的に行われていること。
- (3) 業務の運営に当たって、経済性の確保等効率的な運営が図られていること。

## (監査の方法)

第3条 監査は、書面監査又は実地監査によって実施するものとする。

- 2 書面監査は、稟議書、会計関係諸帳票、契約書、その他の書類につき行うものとし、実地監査は、工事、資産、業務等について、現場において行うものとする。

## (監査の種類)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

- 2 定期監査は、計画的に実施時期を定めて行う監査をいい、臨時監査は、特定の事項について理事長が必要と認めて行う監査をいう。

## (監査担当者等)

第5条 監査担当者は、監査室職員及び次項により監査を行わせることとした者とする。

- 2 監査室長は、監査を行うに当たり必要があるときは、理事長の承諾を得て、監査室に所属する職員以外の職員に臨時に監査を補助させることができる。

## (監査担当者の義務)

第6条 監査に従事する職員は、監査により知り得た事項を他に漏らしてはならない。

## (監査計画)

第7条 監査計画は、定期監査については毎事業年度、当該年度分を定めるものとし、臨時監査については必要に応じて随時定めるものとする。

## (監査の実施の通知)

第8条 監査室長は、監査計画に基づき監査を実施しようとするときは、その旨監査対象部門の長に対して監査の種類、監査実施時期、監査対象部門、監査担当者、監査事項及びその他必要な事項を通知するものとする。

(監査への協力)

第9条 監査を受ける部門の職員は、監査に当たりその遂行に協力するものとする。

(監査結果の報告)

第10条 監査室長は、監査終了後速やかに監査の結果を文書で理事長に報告するものとする。

- 2 監査室長は、監査の結果、是正、改善又は検討の措置（以下「是正等措置」という。）を要する事項については、あらかじめ監査対象部門の長の意見を求め、当該意見を併せて理事長に報告するものとする。
- 3 前項に定める報告文書には、監査の種類、監査実施日、監査対象部門、監査担当者及び立会者、監査事項、監査結果、是正等措置を要する事項及びその他必要事項を記載するものとする。

(是正等の措置)

第11条 前条第1項及び第2項に定める報告に基づく是正等措置を要する事項については、監査対象部門の長は、取った措置及び処理方針を理事長に報告するものとする。

(文書の回付)

第12条 次の各号に掲げる文書は、監査室に回付するものとする。

- (1) 契約に関する重要文書
  - (2) 訴訟に関する重要文書
  - (3) 決算に関する文書
  - (4) 会計検査院に提出する又は会計検査院から通知のあった文書
  - (5) その他業務上重要な文書又は業務上異例にわたる文書
- 2 前項第1号及び第2号に定める重要文書は、理事長及び理事（以下「理事長等」という。）の決裁に係る稟議書及び理事長等への供覧書をいう。

(監事・会計監査人との連携)

第13条 監査は、監事監査又は会計監査人監査とは区別の上、独立して実施する。

- 2 監事監査及び会計監査人監査と監査情報の交換を随時行う。

(その他)

第14条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月22日から施行する。